

令和6年度地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業
公募要領

1. 目的

我が国の雇用の約7割を支える中小企業は、日本全体の温室効果ガス排出量のうち約2割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、中堅・中小企業においても取り残すことなく、脱炭素経営に向けた取組を推進していくことが重要である。

同時に、中堅・中小企業ひいては地域産業の雇用促進や事業の維持・発展のためにも脱炭素経営が重要であり、対応しないことによるリスクは徐々に広がっているなか、既に一部地域は脱炭素シフトを推進している。

数が多く地域特性が強い中堅・中小企業に対する支援は、地域の商工会議所、地域金融機関等の機関（以下「支援機関等」という。）による支援が重要である。一方で、単独で全てを行うのは困難であることから、各機関が連携した地域ぐるみでの支援が有効と考える。

令和6年度の本事業においては、地域ぐるみでの中堅・中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築を進めるモデル事業を創出することを目的とする。また、各モデル事例の特徴を踏まえ、我が国において脱炭素経営支援体制を効果的に普及・展開するための方策を提言するものとする。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省より委託を受けた「ボストン コンサルティング グループ」（以下「事務局」という）が実施する。

2. モデル事業の内容

2.1. 公募の対象

本モデル事業の公募対象は、地域の商工会議所、地方金融機関、地方自治体等が連携した、地域内の中堅・中小企業の脱炭素経営促進に向けた地域ぐるみでの取組とする。

2.2. 申請要件

申請者は地方公共団体又は支援機関等とする。ただし、地方公共団体及び支援機関等が共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。共同申請を行う場合には、代表申請者となる地方公共団体又は支援機関等を定め、申請内容の取りまとめや、採択後の運営管理をすることとする。申請者に共同申請者がいない場合であって、想定しているモデル事業の実施に連携して取り組む者（連携支援者）がない場合は、【1. 目的】に照らして本事業の対象とならない。また、令和5年度における地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業の採択地域は、令和6年度における本事業の対象とならない。（図1）

公募申請者の位置づけ



- 地域内の中堅・中小企業の脱炭素経営を支援する公募申請者に対し、事務局が支援する



※公募申請者と連携支援者には、地方公共団体、金融機関、商工会議所、専門機関、大企業、大学・研究所、地域センター等を想定

1

図1：公募申請者の位置づけ

2.3. 採択件数

本年度の事業の採択件数は10件程度とする。（公募状況等により調整する可能性あり）

2.4. モデル事業の支援内容

本事業では、申請者が地域ぐるみでの支援体制構築モデルについて申請し、採択された場合、その実施に際し事務局が支援を行う。この際、事務局が支援を行うのは申請者として記載のある地方公共団体及び支援機関等に限る。

地域ごとに脱炭素経営支援体制構築の取組状況が異なる中、事務局は「ビルドアップ」と「ステップアップ」のステージに応じた支援を行う。（図2、3、4）

申請者はいずれかのステージで支援を希望するか明記すること。

- ビルドアップステージ：これから地域ぐるみでの支援体制の構築を目指すもの
- ステップアップステージ：既存のコンソーシアムの支援機能の向上/中小企業の取組の拡大を目指すもの

モデル事業の支援内容 – 概要



- 申請者による地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築を支援する
- 地域ごとに脱炭素経営支援体制構築の取組状況が異なる中、「ビルドアップ」と「ステップアップ」のステージに応じて支援する

地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築を支援	ステージ	ビルドアップステージ	ステップアップステージ
	対象地域のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 事業環境の変化を踏まえ、有志・提案者が、地域産業の脱炭素シフトが必要と感じている 支援機関が、個別の脱炭素経営支援に限界を感じている 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の団体が連携した体制は立ち上げたものの、中小企業の脱炭素経営に十分繋がっていない 支援の取組は行っているが、活動の持続性を懸念している
	本事業を通じたゴール(例)	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業や中小企業にとって脱炭素経営の促進が不可欠である理由、これまでの取組・支援の難しさを踏まえた、地域ぐるみでの解決の方向性がみえている 上記の認識を共有し取組意欲を有した各機関が、体制に合意・組成し、解決に資する取組を開始可能となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 優先的なセグメントを中心に中小企業の、脱炭素経営への意欲が高まり、取組の実践が拡大している 支援機関が、地域ぐるみ体制を通じた活動意義を明確に認識し、地域ぐるみでの支援体制・取組の自立性が確立されている

2

図2：ステージ別の対象地域イメージとゴールの例

モデル事業の支援内容 – ビルドアップステージ



- ビルドアップステージは、効果的・持続可能な体制・取組の構想設計に重心を置く

ステージ	ビルドアップステージ	推進体制の構築	支援機能・取組の検討
実施内容(例)	脱炭素化に関する地域ビジョンの整理 <ul style="list-style-type: none"> 地域の有志による、事業環境変化における地域産業の在り方及び基本アプローチの検討 目標の設定(取組社数やGHG排出削減量等)の目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の障壁・課題解決、地域脱炭素化推進に必要な機能の特定 上記機能の地域における担い手の勧誘 協議会やコンソーシアム等の運営方法の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小企業の脱炭素経営取組上の障壁調査 支援機関の脱炭素経営支援の課題調査 調査結果に基づく支援機能・取組の検討
(探択地域)	実行まで進めるか否かについては、探択地域のニーズに応じる		
支援内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業構造を踏まえたリスク・チャンス等の簡易的な示唆提示 脱炭素対応している地域の先行事例の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制における基本業務の役割分担整理 勧誘先への説明内容に関する助言 運営方法設計の支援(例：論点言語化、議論等) 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート、ヒアリングの実施、結果集計、分析 分析結果に基づく支援機能・取組の示唆出し 先行事例からの示唆出し
(事務局)	実行まで進めるか否かについては、探択地域のニーズに応じる		

3

図3：ビルドアップステージのモデル事業実施事項と支援内容の例

モデル事業の支援内容 – ステップアップステージ



■ ステップアップステージは、これまでの取組の障壁を踏まえた、支援機能や中小企業の実態整備の設計と実行の支援を想定

ステップアップステージ		中小企業の参加度向上	支援体制の連携強化	取組の地域内自立化・持続化
実施内容 (例)	構想設計	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組における中小企業参画の障壁の整理 中小企業に影響力ある支援者参画呼びかけ 地場産業の脱炭素シフトWGの組成 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組における支援機関の支援の難しさの整理 支援実施における連携スキームの検討 支援人員の意識・能力・ツール向上 	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業のシフトの動きと連携(例: 地域の大企業と支援機関のエンゲージメントの協業) 収益性向上、投資対効果改善に向けた地域共同取組の拡大(例: 共同受注、共同購買)
	実行 (採択地域)	実行への落とし込み、PDCA ・検討した取組の 実行 ・PDCAサイクルに基づく 実行内容の軌道修正		
支援内容 (例)	構想設計	<ul style="list-style-type: none"> 企業リスト整理を通じた支援の展開先検証 中小企業むけの支援内容広報材料作成と展開 	<ul style="list-style-type: none"> 各支援内容の連携体制と役割分担整理 支援機関メンバーむけの実務マニュアル作成 	<ul style="list-style-type: none"> 産業シフトに対する企業対応方針検討 共同取組の実現ロードマップ策定、提案書作成・展開、収益性試算
	実行 (事務局)	・評価制度策定、評価、改善方針提言		

4

図4：ステップアップステージのモデル事業実施事項と支援内容の例

- ※ なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じて中堅・中小企業の脱炭素経営促進に向けた自由な提案を求め、採択地域と事務局間で事業開始以前に協議するものである。
- ※ 調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする。
- ※ 本事業終了後も、継続して実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択する。
- ※ なお、事業実施の前に計画内容についての事前調整を図る場合がある。

2.5. モデル事業の実施方法

支援期間中は、事務局と採択地域（採択された取組の申請者等のことをいう）で定期的な対話の場（目安：月二回程度）を持ち、

- 支援期間初期：事務局と採択地域で、本モデル事業を活用して支援する内容を具体化し合意する。
- 支援期間中・後期：採択地域の主導のもと、事務局は地域ぐるみでの体制構築に向けた現状把握、課題の整理、課題解決に向けた提案や支援を行う。

これらを通じて、採択地域は例えば以下のようなメリットを得られることを想定している。（図5）

- 組織や取組の構想・設計において
 - ✓ 事実に基づく・新たな視点での事業検討支援として、地域の中小企業等の現状調査/課題整理や先事例を基にしたアドバイスが受けられる
 - ✓ モデル事業連携実施メンバー間の視点や思考方法等共有化、闊達な議論・検討の醸成化を図る支援として、ワークシートやガイドの提供を受けられる
- 組織の組成や取組の実施において
 - ✓ 地域中小企業に影響力の強い支援機関の巻き込み/参画済機関の組織内リソース調整円滑化を促進するための、説明資料等の作成支援・ドラフトの提供を受けられる

- ✓ 中小企業の実態に基づいて支援内容の着実な改善を行うための、取組試行の設計 (KPI設定・測定方法等) や試行結果に基づく評価・改善事項の整理、支援が受けられる
- プロジェクト運営全般において
 - ✓ ゴールから逆算した必要取組の可視化、施策進行状況を明確にするための全体スケジュールへのアドバイス、進捗管理・課題管理の支援を受けられる

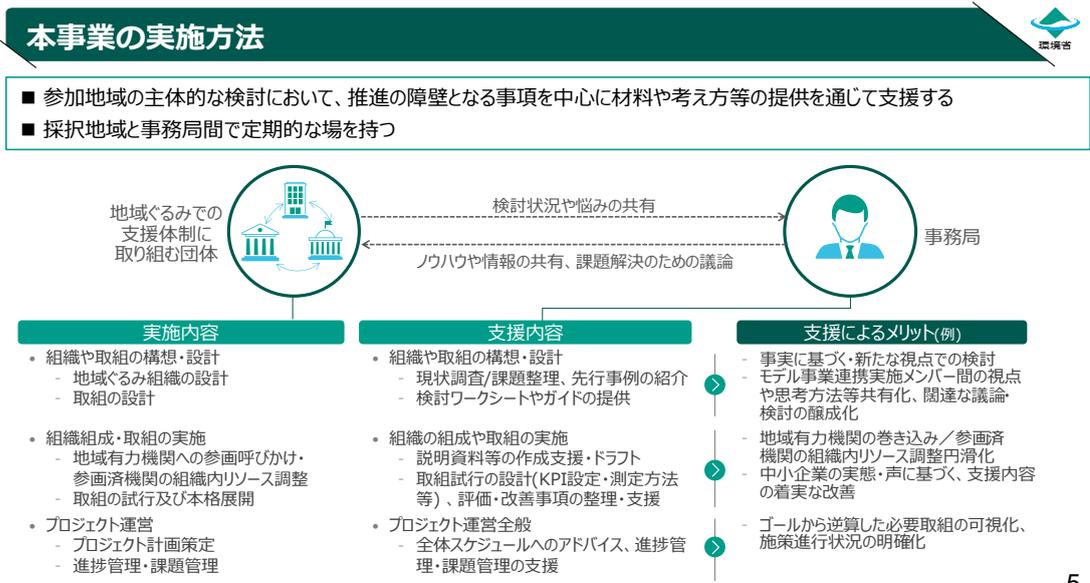


図5：本事業の実施方法：支援のメリット（イメージ）

- ※ 事務局の役割はあくまで支援であり、申請者が取組を主導することが必要。
- ※ 公募申請書に記載される全ての支援内容を対応することを約束するものではない。

2.6. モデル事業の実施期間

2024年7月（仮）（採択後）～2025年2月

- ※ 本モデル事業等の実施に際して、採択された地方公共団体及び支援機関等の間での意見交換会を2回程度開催する予定。
- ※ 2025年2月に成果発表会を開催する予定。

3. 応募方法

3.1. 応募方法

本事業を希望する地方公共団体及び支援機関等は、申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに、下記提出先に電子メールにて提出すること。提出された申請書は本支援の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しない。

3.2. 申請書受付期間

令和6年5月17日（金）～令和6年6月14日（金） 17時（必着）

3.3. 申請書提出・問合せ先

地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業事務局（ボストン コンサルティング グループ）

[Email:GurumiR6@bcg.com](mailto:GurumiR6@bcg.com)

4. 審査

4.1. 審査基準

次の評価項目を踏まえて各申請内容を総合的に評価し、取組内容や対象となるテーマ、地域バランス等を勘案しつつ、採択先を選定する。必要に応じて、申請書を提出した申請者には事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングを行う場合がある。（審査及び審査内容は非公開）

【評価項目】

- ・ 取組の意義
 - 今年度のモデル事業を通じ地域ぐるみでの支援体制・取組の目指す姿が明確か
 - 地域の産業、中堅・中小企業にとって、脱炭素経営に取り組む意義が明確か、地域でどの程度共有化されているか
 - 各支援機関にとって、地域ぐるみでの支援体制を通じて活動する（ビジネス面等の）狙いが明確か
- ・ 現在の課題
 - モデル事業を通じた目指す姿（及び地域の3年後程度の中期先の姿等）に対し、現状を踏まえた課題認識が明確か
 - ターゲット層とする中堅・中小企業（業界や企業規模等）とそれらを優先する理由が明確か
 - ターゲット層の脱炭素経営を推進するにあたっての障壁について、具体的な理解/仮説があるか
 - 支援機関が脱炭素経営支援を実施する上での難しさについて、具体的な理解/仮説があるか
- ・ 課題解決に向けた支援体制・取組
 - 現在の課題に対し、どのような「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制」を構築し、どのような取組により解決を図ろうとしているのか、が明確か
 - 支援体制・取組による解決策が、中堅・中小企業の現状や支援の難しさの解消に繋がり得るものになっているか
 - 支援体制・取組の自立化・持続化に向けた工夫（収益性を確保、複数の支援機関が連携するシナジーを活用等）が含まれているか
- ・ 取組アプローチ
 - 課題解決に向けた支援体制・取組を進めるにあたり、事務局に求める支援内容が具体的か
- ・ 実施体制
 - 申請者の役割や、支援体制は明確か

4.2. 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての申請者に速やかに通知する。また、採択された事業については、申請者名、事業概要等の公表を予定している。

5. その他、免責事項等

- 1) 申請書を提出した地方公共団体及び支援機関等は、本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニュー検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか、ボストン コンサルティング グループにも共有されることに同意すること。
- 2) 本事業に関する参加地方公共団体及び支援機関等の交通費等は、参加地方公共団体及び支援機関等が負担すること。
- 3) 本事業において作成した資料の著作権は環境省及びボストン コンサルティング グループに属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- 4) 本事業において、環境省及びボストン コンサルティング グループに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及びボストン コンサルティング グループと提携先が使用することに同意すること。
- 5) 必要に応じて、ボストン コンサルティング グループと秘密保持契約を締結した上で本事業に参加することができるが、契約書の文言についてはボストン コンサルティング グループが提示するフォーマットをベースに協議の上、決定すること。
- 6) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- 7) 本事業に関わる全ての組織及びその役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

以上